

練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、練馬区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）および練馬区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）および国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室および部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室および部に属すべき保護本部の職員は、練馬区規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他練馬区の職員以

外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第 6 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 7 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

(準用)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、練馬区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。